

## 朝霞市企業版ふるさと納税事務取扱に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）の実施に関する事務の取扱いについて、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附活用事業 法第5条第15項の規定により認定された地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附活用事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

### (寄附の申出)

第3条 企業版ふるさと納税をしようとする法人（市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する法人は除く。以下「申出法人」という。）は、朝霞市企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

### (寄附金の受領等)

第4条 市長は、企業版ふるさと納税を受け入れたときは、朝霞市企業版ふるさと納税受領証（様式第2号）を当該申出法人に交付するものとする。

2 市長は、寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、当該事業費の確定後、事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (企業版ふるさと納税の受入れの拒否等)

第5条 市長は、申出法人が次に該当するときは、企業版ふるさと納税の受入れを拒否し、又は既に受け入れた企業版ふるさと納税を返還することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員であること。
- (2) 暴力団に対し資金提供その他暴力団の運営に関与していること。
- (3) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(台帳の作成)

第6条 市長は、企業版ふるさと納税の適正な管理を図るため、朝霞市企業版ふるさと納税管理台帳(様式第4号)を作成するものとする。

(公表)

第7条 市長は、企業版ふるさと納税の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、申出法人の了承が得られないときは、この限りでない。

- (1) 申出法人の名称
- (2) 企業版ふるさと納税の額
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の公表は、市ホームページ等に掲載すること等により行う。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。